

滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定等に基づき、市町が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用を負担することにより、障害者および障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「障害福祉サービス」とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (2) 「介護給付費等」とは、法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。
- (3) 「指定障害福祉サービス等」とは、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (4) 「特定費用」とは、法第29条第1項に規定する特定費用をいう。
- (5) 「障害福祉サービス費等」とは、法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。
- (6) 「相談支援給付費等」とは、法第92条第2号に規定する相談支援給付費等のうち特例計画相談支援給付費を除いたものをいう。
- (7) 「障害福祉サービス費等負担対象額」とは、法第94条第1項第1号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。
- (8) 「指定障害福祉サービス費用基準額」とは、指定障害福祉サービス費等に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (9) 「介護給付費等利用者負担額」とは、支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (10) 「従前額」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第83号）による改正前の「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）の二に規定する各市町における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成17年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を12で除した額をいう。なお、ここでいう厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、平成4年3月2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」に基づ

き確定した平成 17 年度の補助金の交付額（在宅福祉事業費補助金交付要綱の 3 の（1）に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業および児童居宅介護等事業ならびに 3 の（3）に規定する精神障害者ホームヘルプサービス事業に限る。以下同じ。）に 2 を乗じた額に平成 17 年度の利用者負担額（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示」（平成 18 年厚生労働省告示第 248 号）の規定による廃止前の「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 41 号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 43 号）および「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 45 号）ならびに平成 14 年 3 月 27 日障発第 0327005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添 1 「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」に基づき徴収した額（身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業及び精神障害者ホームヘルプサービス事業（以下「居宅介護等事業」という。）に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を加えた額に 1 から移動支援割合（平成 17 年 10 月サービス提供分の移動支援分利用実績額（居宅介護等事業に係る利用実績額（移動介護に係るものに限る。）の合計額から、身体障害者居宅介護等事業の「移動介護中心（身体介護を伴う）」分の利用実績額を除いた額）を平成 17 年 10 月サービス提供分の利用実績額（居宅介護等事業に係る利用実績額の合計額をいう。）で除して得た数をいう。）を減じた値を乗じて得た額とする。

- (11) 「給付率」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。）の二の二に規定する割合をいう。なお、ここでいう割合は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）に係る当該年度の 7 月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合とする。

（交付の対象）

第 4 条 この負担金は、次の(1)から(6)に定める費用を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス費等

次のアからウに定める費用

ア 介護給付費等

(ア) 介護給付費および訓練等給付費

法第 29 条第 1 項の規定に基づき、市町が行う介護給付費および訓練等給付費の支給に要する費用

(イ) 特例介護給付費および特例訓練等給付費

法第 30 条第 1 項の規定に基づき、市町が行う特例介護給付費および特例訓練等給付費の支給に要する費用

イ 特定障害者特別給付費

法第 34 条第 1 項の規定に基づき、市町が行う特定障害者特別給付費の支給に要する費用

ウ 特例特定障害者特別給付費

法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市町が行う特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用

(2) 相談支援給付費等

次のアからウに定める費用

ア 地域相談支援給付費

法第 51 条の 14 第 1 項の規定に基づき、市町が行う地域相談支援給付費等の支給に要する費用

イ 特例地域相談支援給付費

法第 51 条の 15 第 1 項の規定に基づき、市町が行う特例地域相談支援給付費等の支給に要する費用

ウ 計画相談支援給付費

法第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき、市町が行う計画相談支援給付費の支給に要する費用

(3) 補装具費

法第 76 条第 1 項の規定に基づき、市町が行う補装具費の支給に要する費用

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

法第 76 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市町が行う高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

(5) やむを得ない事由による措置

児童福祉法第 21 条の 6、身体障害者福祉法第 18 条および知的障害者福祉法第 15 条の 4 並びに第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、市町が行う行政措置に要する費用

(交付額の算定方法)

第 5 条 この負担金の交付額は、別表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各種目の経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第 7 条 規則第 3 条に規定する交付の申請は、別紙様式 2 による交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第 8 条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、別紙様式 3 による変更交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定等)

第9条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は30日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式4による報告書を翌年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行し、平成27年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、平成28年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年度の負担金交付から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 負担率
1 障害福祉サービス費等	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び国庫負担基準告示の一に掲げる者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。） 当該介護給付費等について、国庫負担基準告示の二の規定に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額</p> <p>2 介護給付費等（1に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 介護給付費及び訓練等給付費 法第29条第3項の規定に基づき算定した額</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス費等に係る特例介護給付費および特例訓練等給付費 法第30条第3項の規定により市町が定める額</p> <p>(3) 基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費および特例訓練等給付費 法第30条第2項の規定により市町が定める額</p> <p>3 特定障害者特別給付費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）令第21条第1項の規定に基づき算定した額</p> <p>4 特例特定障害者特別給付費 令第21条の3の規定により準用する令第21条第1項の規定に基づき算定した額</p>	<p>1～2 当該介護給付費等の支給に要した費用</p> <p>3 法第34条第1項の規定に基づく特定障害者特別給付費の支給に要した費用</p> <p>4 法第35条第1項の規定に基づく特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用</p>	1/4
2 相談支援給付費等	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 地域相談支援給付費 令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p>	<p>1 法第51条の14第1項の規定に基づく地域相談支援給付費等の支給に要した費用</p>	1/4

	<p>2 特例地域相談支援給付費</p> <p>令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p> <p>3 計画相談支援給付費</p> <p>令第44条第3項第2号の規定に基づき算定した額</p>	<p>2</p> <p>法第51条の15第1項の規定に基づく特例地域相談支援給付費等の支給に要した費用</p> <p>3</p> <p>法第51条の17第1項の規定に基づく計画相談支援給付費の支給に要した費用</p>	
3 補装具費	<p>法第76条第2項の規定および「補装具費支給事務取扱指針について」（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙により算定した補装具費の支給に要した費用の額</p>	<p>法第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給に要した費用</p>	1/4
4 高額障害福祉サービス等給付費	<p>令第43条の5の規定に基づき算定した額</p>	<p>法第76条の2第1項の規定に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用</p>	1/4
5 やむを得ない事由による措置	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」平成18年11月17日障発第1107002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除した額（治療に要する費用を除く。）</p> <p>2 障害者支援施設の場合 1月につき53,500円（1月に満たない月がある場合は、日割りにより計算した額）</p> <p>3 生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所の場合 1食につき530円（食事の提供が行われた場合に限る。）</p>	<p>やむを得ない事由により、障害福祉サービスを提供し、または障害福祉サービスの提供を委託するために必要な扶助費等または委託料（治療に要する費用を除く。）</p>	1/4

平成 年度滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金調書

平成29年度 滋賀県所管

県			市町								備考
歳出予算科目	交 決 付 額	補 助 率	歳入			歳出					
			科 目	予 現 算 額	収 済 入 額	科 目	予 現 算 額	う 国 等 庫 相 当 額	ち 助 額	支 済 出 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円

(記入要領)

- 1 「県」の「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。
- 2 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべく事項を適宜記載すること。

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

あて

市町長

印

平成 年度滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | | |
|---|----------------------|---|---|-------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 | |
| 2 | 障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書 | | | (別紙A) |
| 3 | 障害者自立支援給付費事業計画書 | | | (別紙B) |
| 4 | 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本 | | | |

滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書（平成 年度）

〇〇市（町）

区分	種 目	対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔A－B〕	基準額	県費負担基本額 〔C・Dいずれか 少ない方の額〕	県費負担所要額 〔E×負担率〕
		A	B	C		D	E
障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等	円	円	円	円	円	円
	相談支援給付費等						
	補 装 具 費						
	高額障害福祉サービス等給付費						
	やむを得ない事由による措置						
	合 計						

(記入要領)

- 「障害福祉サービス費等」のA～E欄については、別添1（1）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 「相談支援給付費等」のA～E欄については、別添1（2）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 「寄付金その他の収入予定額」（B欄）がある場合は、別添2によりその内訳を添付すること。
- 「既交付決定額」（G欄）及び「差引追加交付（一部取消）申請額」（H欄）は、交付要綱第8条による手続きの場合に限り、欄を設けて所要事項を記入すること。

別添 1 (1)

【障害福祉サービス費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、Dのい づれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び 重度障害者等包括支援等	円	円	円	円	円
2	1以外の介護給付費等、特定障害者特別給付費及び 特例特定障害者特別給付費					
合 計						

(注1) 各区分ごとに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)第44条の以下の規定に基づき算定すること。

(区分)

- 1 施行令第44条第3項第1号イ
- 2 施行令第44条第3項第1号ロ

(注2) 1については、それぞれ別添により基準額の内訳を記載すること。

(注3) 別紙Aには、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添1(1)の内訳

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の基準額内訳

	県費負担基準単位	一単位の単価	a × b	重度障害者の基上げ	県費負担基準額 (e = c + d)	改正前従前額	従前額 f ÷ 12	遡定額 e と f' を比較してい れか多い方の額	給付率	基準額
	a	b	c	d	e	f	f'	g	h	i
平成30年3月分										
平成30年4月以降分										
合計										

(記載上の注意)

- 1 a欄については、国庫負担基準告示の二に掲げる者の区分に応じ、それぞれの単位数を当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した単位数を記載すること。
- 2 b欄については、当該市町が所在する地域区分に応じた割合に10を乗じて得た額を記載すること。
- 3 c欄については、a欄の単位数にb欄の単価を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- 4 d欄については、国庫負担基準告示の二に定める重度訪問介護等の支給決定者数の割合等に応じて乗じる割合から1を減じた割合を、c欄の額に乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- 5 e欄については、4及び5で求めた県費負担基準額を合計した額を記載すること。
- 6 f欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」に12を乗じた額を記載すること。
- 7 f'欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」を記載すること。
- 8 h欄については、交付要綱第3条第11項に掲げる「給付率」を記載すること。
- 9 i欄については、g欄の額にh欄の割合を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。

(表1) 前年度及び当該年度における訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合

	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合			訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合	
	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数		訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数
前年度(3月から2月まで)の支給			当該年度(3月から2月まで)の支		

(表2) 前年度及び当該年度(3月から2月まで)の訪問系サービス支給決定者数

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
前年度	居宅介護													
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													
当該年度	居宅介護													
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													

(記載上の注意)

- 1 各月初日における訪問系サービスの支給決定者数を記載すること。

別添1 (2)

【相談支援給付費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、D のい づれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	地域相談支援給付費	円	円	円	円	円
2	特例地域相談支援給付費					
3	計画相談支援給付費					
合 計						

(注1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号) 第44条第3項第2号の規定に基づき算定すること。

(注2) 別紙Aには、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添2

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎
	円	
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

障害者自立支援給付費事業計画書

〇〇市(町)

事業種別		対象者延人員(人)	対象経費の 支出予定額(円)
障害福祉サービス費等相談支援給付費等	介護給付費等 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援等		
	上記以外等の 介護給付費等		
	特定障害者特別給付費		
	特例特定障害者特別給付費		
	小計		
地域相談支援給付費等	地域相談支援給付費		
	特例地域相談支援給付費		
	計画相談支援給付費		
	小計		
補装具費			
高額障害福祉サービス等給付費			
やむを得ない事由による措置			
合計			

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

(別添)参考資料

平成30年地域区分表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千百二十
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

平成30年度 地域区分

市町	区分
大津市	5級地
彦根市	6級地
長浜市	7級地
近江八幡市	その他
草津市	5級地
守山市	6級地
栗東市	6級地
甲賀市	6級地
野洲市	7級地
湖南市	7級地
高島市	7級地
東近江市	7級地
米原市	7級地
日野町	その他
竜王町	その他
愛荘町	その他
豊郷町	その他
甲良町	その他
多賀町	7級地

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

あて

市町長

印

平成 年度滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の変更交付申請について

平成 年 月 日付け滋障福第 号で交付決定のあった標記の負担金について内容を変更し、次により交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|-------|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 | |
| | 変更交付申請額 | 金 | 円 | |
| | 差引額 | 金 | 円 | |
| 2 | 障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書（平成 年度） | | | （別紙A） |
| 3 | 障害者自立支援給付費事業計画書 | | | （別紙B） |
| 4 | 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 | | | |

滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金所要額調書（平成 年度）

〇〇市（町）

区分	種 目	対象経費の 支出予定額 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 〔A-B〕 C	基準額 D	県費負担基本額 〔C・Dいずれか 少ない方の額〕 E	県費負担所要額 〔E×負担率〕 F	既交付決定額 G	差引追加交付 （一部取消）申請 額 F-G H
		円	円	円	円	円	円	円	円
障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等								
	相談支援給付費等								
	補 装 具 費								
	高額障害福祉サービス等給付費								
	やむを得ない事由による措置								
	合 計								

（記入要領）

- 1 「障害福祉サービス費等」のA～E欄については、別添1（1）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 2 「相談支援給付費等」のA～E欄については、別添1（2）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 3 「寄付金その他の収入予定額」（B欄）がある場合は、別添2によりその内訳を添付すること。
- 4 「既交付決定額」（G欄）及び「差引追加交付（一部取消）申請額」（H欄）は、交付要綱第8条による手続きの場合に限り、欄を設けて所要事項を記入すること。

別添 1 (1)

【障害福祉サービス費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、Dのい づれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び 重度障害者等包括支援等	円	円	円	円	円
2	1以外の介護給付費等、特定障害者特別給付費及び 特例特定障害者特別給付費					
合 計						

(注1) 各区分ごとに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号)
第44条の以下の規定に基づき算定すること。

(区分)

- 1 施行令第44条第3項第1号イ
- 2 施行令第44条第3項第1号ロ

(注2) 1については、それぞれ別添により基準額の内訳を記載すること。

(注3) 別紙Aには、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添1(1)の内訳

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の基準額内訳

	県費負担基準単位	一単位の単価	a × b	重度障害者の嵩上げ	県費負担基準額 (e = c + d)	改正前後前額	従前額 f ÷ 12	遡定額 eとf'を比較してい れが多い方の額	給付率	基準額
	a	b	c	d	e	f	f'	g	h	i
平成30年3月分										
平成30年4月以降分										
合計										

(記載上の注意)

- a欄については、国庫負担基準告示の二に掲げる者の区分に応じ、それぞれの単位数を当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した単位数を記載すること。
- b欄については、当該市町が所在する地域区分に応じた割合に10を乗じて得た額を記載すること。
- c欄については、a欄の単位数にb欄の単価を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- d欄については、国庫負担基準告示の二に定める重度訪問介護等の支給決定者数の割合等に応じて乗じる割合から1を減じた割合を、e欄の額に乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- e欄については、4及び5で求めた県費負担基準額を合計した額を記載すること。
- f欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」に12を乗じた額を記載すること。
- f'欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」を記載すること。
- h欄については、交付要綱第3条第11項に掲げる「給付率」を記載すること。
- i欄については、e欄の額にh欄の割合を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。

(表1) 前年度及び当該年度における訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合

前年度(3月から)	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援		当該年度(3月か	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援	
	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等		訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等

(表2) 前年度及び当該年度(3月から2月まで)の訪問系サービス支給決定者数

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
		前年度	居宅介護											
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													
当該年度	居宅介護													
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													

(記載上の注意)

- 各月初日における訪問系サービスの支給決定者数を記載すること。

別添1 (2)

【相談支援給付費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、D のい づれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	地域相談支援給付費	円	円	円	円	円
2	特例地域相談支援給付費					
3	計画相談支援給付費					
合 計						

(注1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号) 第44条第3項第2号の規定に基づき算定すること。

(注2) 別紙Aには、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添2

寄付金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎
	円	
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

障害者自立支援給付費事業計画書

〇〇市(町)

事業種別		対象者延人員(人)	対象経費の 支出予定額(円)
障害福祉サービス費等相談支援給付費等	介護給付費等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等	
		上記以外等の 介護給付費等	
		特定障害者特別給付費	
		特例特定障害者特別給付費	
		小計	
相談支援給付費等		地域相談支援給付費	
		特例地域相談支援給付費	
		計画相談支援給付費	
		小計	
補装具費			
高額障害福祉サービス等給付費			
やむを得ない事由による措置			
合計			

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

別紙様式 4

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 へ

市町長

印

平成 年度滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の事業実績報告について

平成 年 月 日滋障福第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 障害者自立支援給付費県費負担金精算書 (別紙)
- 2 歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別紙

滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金精算書集計表（平成 年度）

第1 収支精算額表

〇〇市（町）

区分	種 目	対象経費の 支出済額	寄付金その他 の収入額	差引額 〔A－B〕	基準額	県費負担基本額 〔C・Dいずれか 少ない方の額〕	県費負担所要額 〔E×負担率〕	交付決定額	県費負担精算額 〔F－G〕	備考
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	
障害者自立支援給付費負担金	障害福祉サービス費等									
	相談支援給付費等									
	補 装 具 費									
	高額障害福祉サービス等給付費									
	やむを得ない事由による措置									
合 計										

（記入要領）

- 1 「障害福祉サービス費等」のA～E欄については、別添1（1）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 2 「相談支援給付費等」のA～E欄については、別添1（2）により内訳を作成し、その合計欄の額を記載すること。
- 3 「寄付金その他の収入予定額」（B欄）がある場合は、別添によりその内訳を添付すること。

別添1 (1)

【障害福祉サービス費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出済額	寄付金その他 の収入額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、Dのい ずれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び 重度障害者等包括支援等	円	円	円	円	円
2	1以外の介護給付費等、特定障害者特別給付費及び 特例特定障害者特別給付費					
合 計						

(注1) 各区分ごとに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
第44条の以下の規定に基づき算定すること。

(区分)

- 1 施行令第44条第3項第1号イ
- 2 施行令第44条第3項第1号ロ

(注2) 1については、それぞれ別添により基準額の内訳を記載すること。

(注3) 別紙第1には、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添1(1)の内訳

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の基準額内訳

	県費負担基準単位	一単位の単価	a × b	重度障害者の基上げ	県費負担基準額 (e = c + d)	改正前後前額	従前額 f ÷ 12	遡定額 eとf'を比較してい れが多い方の額	給付率	基準額
	a	b	c	d	e	f	f'	g	h	i
平成30年3月分										
平成30年4月以降分										
合計										

(記載上の注意)

- a欄については、国庫負担基準告示の二に掲げる者の区分に応じ、それぞれの単位数を当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した単位数を記載すること。
- b欄については、当該市町が所在する地域区分に応じた割合に10を乗じて得た額を記載すること。
- c欄については、a欄の単位数にb欄の単価を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- d欄については、国庫負担基準告示の二に定める重度訪問介護等の支給決定者数の割合等に応じて乗じる割合から1を減じた割合を、e欄の額に乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。
- e欄については、4及び5で求めた県費負担基準額を合計した額を記載すること。
- f欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」に12を乗じた額を記載すること。
- f'欄については、交付要綱第3条第10項に掲げる「従前額」を記載すること。
- h欄については、交付要綱第3条第11項に掲げる「給付率」を記載すること。
- i欄については、e欄の額にh欄の割合を乗じて得た額(1円未満四捨五入)を記載すること。

(表1) 前年度及び当該年度における訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合

前年度(3月から)	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援		当該年度(3月か	訪問系サービス支給決定者数のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援	
	訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等		訪問系サービス支給決定者数	うち重度訪問介護及び重度障害者等

(表2) 前年度及び当該年度(3月から2月まで)の訪問系サービス支給決定者数

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
		前年度	居宅介護											
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													
当該年度	居宅介護													
	重度訪問介護													
	同行援護													
	行動援護													
	重度障害者等包括支援													
	合計													

(記載上の注意)

- 各月初日における訪問系サービスの支給決定者数を記載すること。

別添1 (2)

【相談支援給付費等県費負担基本額算出表】

		対象経費の 支出済額	寄付金その他 の収入予定額	差引額 〔 A - B 〕	基準額	県費負担基本額 〔 選定額 (C、D のい づれか少ない方の額) 〕
		A	B	C	D	E
1	地域相談支援給付費	円	円	円	円	円
2	特例地域相談支援給付費					
3	計画相談支援給付費					
合 計						

(注1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号) 第44条第3項第2号の規定に基づき算定すること。

(注2) 別紙第1には、当表の合計欄の額をそのまま記載すること。

別添2

寄付金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
	円	
計		

(記入要領)

「寄付金その他の収入額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

第2 対象経費の支出済額内訳

〇〇市(町)

1 障害者自立支援給付費負担金支出済額内訳

事業種別		対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)
障害福祉サービス費等	介護	居宅介護	
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		重度障害者等包括支援	
		訪問系サービス小計	
	給付	短期入所	
		共同生活援助	
		共同生活介護	
		療養介護(医療費除く)	
		生活介護(経過的生活介護を含む)	
		施設入所支援(経過の施設入所支援を含む)	
		自立訓練(機能訓練)	
		自立訓練(生活訓練)	
		宿泊型自立訓練	
		費	就労移行支援
	就労移行支援(養成施設)		
	就労継続支援(A型)		
	就労継続支援(B型)		
	等	訪問系サービス以外小計	
		特定障害者特別給付費	
		特例特定障害者特別給付費	
		小計	
給相付談費支等援		地域相談支援給付費	
		特例地域相談支援給付費	
		計画相談支援給付費	
		小計	
	補装具費		
	高額障害福祉サービス等給付費		
	やむを得ない事由による措置		
	合計		

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。